松戸市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和2年11月26日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

一般職の職員の期末手当の支給割合の改定に準じ、市議会議員の期末手当の 支給割合を引き下げるため。 松戸市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

第1条 松戸市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例(昭和26年松戸市条例第44号)の一部を次のように改正する。

Γ

Γ

第7条第2項の表中

「 100 分の 225 100 分の 180 100 分の 135 100 分の 67.5

100 分の 220
100 分の 176
100 分の 132
100 分の 66

」を 」に改める。

第2条 松戸市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条 例の一部を次のように改正する。

第7条第2項の表中

100 分の 220 100 分の 176 100 分の 132 100 分の 66

100 分の 222.5
100 分の 178
100 分の 133.5
100 分の 66.75

」を 」に改める。

附則

Γ

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。